

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年6月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

令和7年度：

タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託

令和8～10年度：

タレントマネジメントシステム提供・保守業務委託（長期継続契約）

※ 本業務委託に関わる契約締結は、この契約に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

※ 本業務委託に関わる契約締結（令和8～10年度）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の削減があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

(2) 目的

本区では、紙資料やエクセルファイル等で管理している様々な人材情報をタレントマネジメントシステムの導入により、一元化し、業務効率化、ペーパーレス化を図るとともに、将来的に、職員のスキルや能力などを踏まえた人事配置や昇任選考等に活用することで、最適な人事配置や世田谷区人材育成方針に基づいた人材育成を行うための戦略的な人材マネジメントへの寄与、職員の満足度及びパフォーマンスの向上につなげていきたいと考えている。また、人事評価事務等について、タレントマネジメントシステムを利用し、オンラインで実施することで、人事管理部門だけではなく、各所属における人事評価事務等に係る業務効率化及び業務負担の軽減とともに、職員の自律的なキャリア形成の促進や組織の活性化を図っていく。

(3) 履行内容

別紙説明書内「Ⅱ. 標準仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和7年度：令和7年8月20日（予定）～令和8年3月31日

令和8～10年度：令和8年4月1日～令和11年3月31日

（契約当初のスケジュール）

令和7年 8月20日（予定）

契約締結

令和7年 8月～10月31日

システム利用開始に向けた準備・環境構築

令和7年 11月4日（予定）

システム利用試行（一部所属によるテスト）

令和8年 3月末

令和8年4月以降の庁内利用拡大に向けた
準備・環境構築

(5) 提案限度額

令和7年度：36,988,000円（税込）

※ 見積の条件等については、別紙説明書内「Ⅲ 提案書に求める内容」を確認すること。

※ 上記提案限度額は、令和7年度における契約にかかるものであり、提案書の提出にあたっては、令和7年度及び令和8年度から令和10年度までの各年度の見積書をそれぞれ添付すること。なお、令和8年度以降の見積書については提案の内容には含めず、参考資料として取り扱う。

※ 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
労働報酬下限額の詳細は別紙「労働報酬下限額」を確認すること。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

提案書提出時点において、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (7) 個人情報保護に関する社内規定が整備されていること。
- (8) 直近3年以内に、職員数3,000人以上の国または地方公共団体におけるタレントマネジメントシステムの導入・運用実績を有していること。
- (9) 「タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

選定委員会の構成員は次のとおり。

総務部長	須藤 剛志
総務部人事課長	山田 一哉
総務部研修担当課長	佐々木 るみ
DX推進担当部DX推進担当課長	齊藤 真徳

- (10) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれのないこと。

3 手続き等

(1) 説明書の交付

①交付期間：令和7年6月 9日（月）午前8時30分から

令和7年6月23日（月）午後5時まで

②交付方法：世田谷区のホームページからダウンロード

③交付場所：世田谷区ホームページ（ページID：25882）

[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [その他・区政に関すること](#) > [タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について](#)

※ 本公告文内における「別紙」資料はリンク先よりダウンロード可能。

(2) 参加表明書の提出

①提出期限：令和7年6月23日（月）午後5時必着

②提出場所：下記「8 担当部課」に同じ

③提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）

④必要書類（各1部）

（ア）参加表明書（必要事項の記載及び代表者印を押印すること）

（イ）令和6年分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税）

（ウ）他自治体の同様業務実績を確認できる書類（契約書の写し等）

（エ）（財）日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証関する証憑（認定証写し等）

（オ）個人情報保護に関する社内規定が整備されていることの確認ができる書類

（カ）参加表明者の概要等がわかる資料（会社パンフレット等）

(3) 提案書に係る質問の受付

①受付期間 令和7年6月24日（火）～令和7年6月30日（月）正午（必着）

②提出方法 招請通知と併せて「8 担当部課」から電子メールで送る「質問書兼回答書」を使用し、電子メール（招請通知に記載のメールアドレスあて（郵送不可））にて送付。

③注意事項 個人または法人を類推できるような質問は避けること。

④回答方法 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容をとりまとめたうえ、令和7年7月2日（水）正午に、ホームページにて回答を公表する。

(4) 提案書の提出

①提出期限 令和7年7月22日（火）午後5時必着

②提出先 「8 担当部課」に電子メール送付

③提出方法

電子メール（招請通知に記載のメールアドレスあて（郵送不可））にて送付。

※件名冒頭には必ず「【タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託プロポーザル】」と明記の上、電子メールを送信後、「8 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。

④提出書類

提案内容は別紙説明書内「Ⅲ. 提案書に求める内容」のとおりとし、下記書類を提出すること。

(ア) 提案書（原本1部及び副本1部※PDF形式）

原本は事業者名があるものとし、副本は個人または法人を類推できるような表現（社名、代表者名、ロゴ等）を削除して作成すること。

(イ) 令和7年度見積書（原本1部※PDF形式）

参考資料として、令和8年4月1日～令和11年3月31日までの各年度の見積書を添付すること。

4 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

(2) 審査方法

「タレントマネジメントシステム導入支援及びシステム提供・保守業務委託提案書評価基準表」に基づき、提案書、見積書により書面にて総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。なお、プレゼンテーションは実施しない。

(3) 審査基準

① 業務実施計画	
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施計画は具体的で明確なものか ・区が示す要件に沿った業務実施計画になっているか
② 実施体制、全体の進行管理	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制は適切で、責任者の業務履歴・経験は事業内容に合ったものか ・区からの問合せ等への迅速な対応が可能な体制となっているか ・実施にあたって、委託者である区の意向を適宜反映できる進行手法となっているか
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの内容は、具体的で漏れがなく提案されているか ・提案スケジュールの妥当性と実現可能性が高いものであるか ・準備工程、スケジュール、作業条件等の面から区に過大な負担が無いのか
③ 実績	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に他の地方公共団体や民間企業において類似の契約を締結し、問題なく履行した実績があるか

④ 導入支援に関する事項	
サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入にあたり、システムの画面内に区が要望する所定の様式を作成する際などにおけるサポート支援の内容は適切か ・官公庁に精通したサポートを受けられるか
負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の作業が最小限になるような工夫があるか
導入後のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員をはじめ職員の操作習熟度を上げるための独自コンテンツなどの提供があるか
⑤ 提案システムの機能・操作性・デザイン性	
要件への適合	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の要件をどの程度満たしているか
世田谷区人材育成方針との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区人材育成方針の推進に活用できる機能を保持しているか
操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・直感的で職員がトレーニングなしで基本操作を理解できる仕様になっているか ・管理権限をはじめとして、複雑な業務や制度変更時の対応など対応者を選ばず簡易的に操作できるか
⑥ 拡張性・将来性	
スキル管理の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキル管理を通じて、保有スキルの可視化・棚卸し・マップ化・第三者評価などの仕組みを構築・活用した支援実績や、今後の展開を見据えた提案がなされているか ・区の示す仕様に対応できないものがある場合、効果的な代替手段が記載されているか
異動シミュレーションへの拡張性提案と実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価・意向・スキル等の人事データを統合的に活用し、異動・配置の最適化や組織シミュレーションを行う将来的な機能展開や、それに資するノウハウ・支援実績があるか
人材育成支援への施策展開と体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成方針に基づき、研修設計・e-learning活用・育成ダッシュボードの設計等の施策への発展提案と、その支援体制や過去実績があるか
⑦ 個人情報保護・情報セキュリティ対策	
セキュリティ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの要件を満たしているか ・ISMAPまたはISMAP-LIUを保持・更新しているか
⑧ 価格の妥当性	
見積り額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する価格は妥当か ・料金内容が明瞭になっているか

5 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始	令和7年6月 9日 (月)
参加申請書提出期限	令和7年6月23日 (月) 午後5時まで (必着)
招請通知送付、質問受付開始	令和7年6月24日 (火)
質問受付締切	令和7年6月30日 (月) 正午まで (必着)

質問に対する回答	令和7年7月 2日（水）正午
提案書の提出期限	令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）
書類審査	令和7年7月下旬～8月初旬
選定結果通知	令和7年8月中旬
仕様詳細の調整	令和7年8月中旬
契約締結・業務開始	令和7年8月20日（水）【予定】
システム一部試行	令和7年11月4日（火）【予定】

6 失格事由

- (1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合
- (2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ①世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
 - ②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
 - ③参加資格がないことが判明した場合
 - ④参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合
- (3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

7 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- (3) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、契約相手方として契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束さ

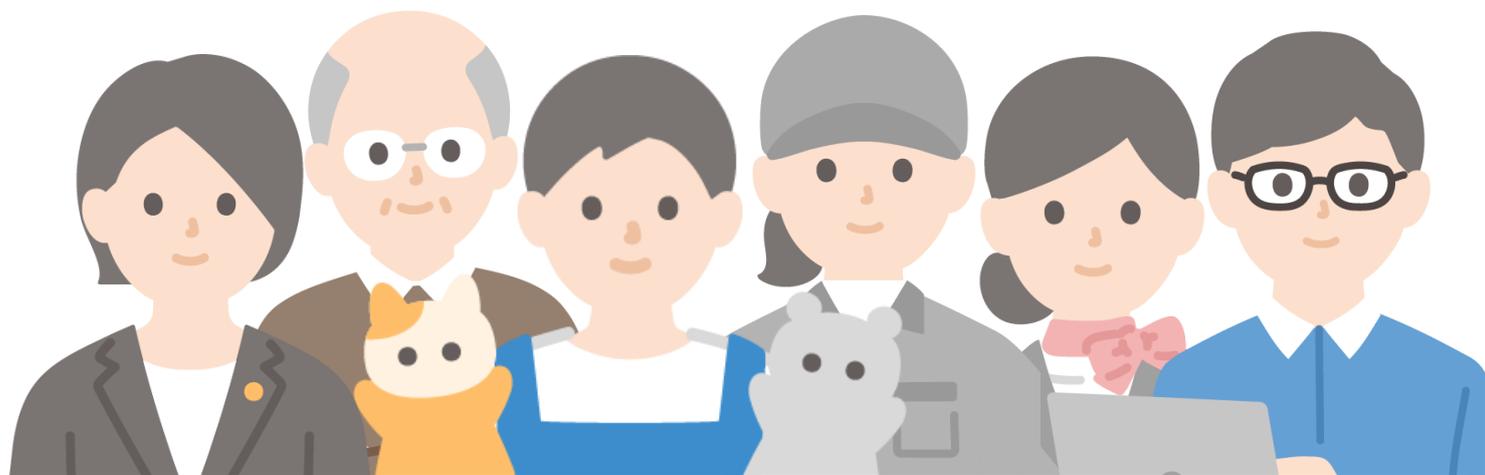
れない。

- (13) 関連情報を入手するための照会窓口「8 担当部課」に同じ。
- (14) 詳細は別紙「説明書」による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「2 プロポーザルに参加できる者の資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 個人情報の取り扱い及び電算処理の業務については標準仕様書別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、標準仕様書別紙「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。

8 担当部課 世田谷区総務部人事課人事係

- (所在地) 〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
東棟 5階501番窓口
- (担当者) 島根、長、瀬谷、角田
- (受付時間) 祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
- (電話) 03-5432-2101 (直通)

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手(特殊)	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手(一般)	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。